

自主的避難等対象区域（いわき市）から平成24年6月に避難した申立人ら（母、子2名）について、当初から長期にわたる本格的な避難を希望していたものの、諸般の事情から短期の避難を繰り返さざるを得なかったことを考慮して、平成24年6月の避難開始に合理性を認め、平成24年6月から平成25年3月までの引越費用、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償されるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

##### （1）平成23年分

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用

##### （2）平成24年分乃至平成25年分

ア 避難費用（引越準備費用）

イ 生活費増加費用（家財道具購入費）

ウ 避難雑費

#### 2 期間

##### （1）上記（1）について

平成23年3月11日から同年12月末日まで

##### （2）上記（2）について

平成24年6月1日から平成25年3月末日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金2,031,200円の支払義務があることを認める。

（内訳）

##### （1）平成23年分

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用 金1,400,000円

##### （2）平成24年分乃至平成25年分

ア 避難費用（引越準備費用）

金81,200円

イ 生活費増加費用（家財道具購入費）	金150,000円
ウ 避難雑費	金400,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2記載の金員のうち、金1,320,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月20日

（仲介委員 石井 逸郎）